

質問第一九号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「直接的な効果（便益）」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十二月十六日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「直接的な

効果（便益）」に関する質問主意書

環境省が令和三年十月に評価を実施した、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案に対する規制の事前評価書に記載の「三 直接的な効果（便益）」の把握について、以下質問する。

一 直接的な効果（便益）の把握について、「遵守費用に係る規制導入による効果（便益）」は、③の項目を参照」とあるが、具体的には事前評価書のどの部分を参照すれば良いか。③という記載が複数見受けられるため、事前評価書のどの部分を指しているのか具体的に示されたい。

二 「三 直接的な効果（便益）」の把握には、「可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる」との記載があるが、可能な限り定量化するために行った調査があれば、どのような調査を行ったか伺う。また、実施には至らなかったが定量化する上で実施を検討した調査はあるか示されたい。さらに、調査ではなく、定量化する上で参考とした調査資料や文献等があれば、国内外を問わずどのようなものを参考とされたのか示されたい。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求

めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された
い。

右質問する。